

## 「研究インテグリティに関する検討会」の開催について (案)

### 1. 背景・目的

研究開発活動における国際ネットワークの強化が進められる一方で、国際的に科学技術情報の流出等の問題が顕在化しつつある状況を踏まえ、成果の公開を前提として実施している基礎基盤研究等における、我が国の研究者や研究組織等が確保すべき研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）とそのための取組の在り方について検討するため、「研究インテグリティに関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

### 2. 位置づけ

本検討会は、内閣府が実施する委託調査事業の一環として、当該事業を受託したPwC あらた有限責任監査法人が独立して設置・運営する。

### 3. 構成・運営

- (1) 検討会は別紙に掲げる委員をもって構成する（別紙参照）
- (2) 座長は検討会の議長として議事を整理する。座長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、座長が指名する構成員が職務を代行する。
- (3) 検討会の事務運営は、内閣府から委託調査事業を受託したPwC あらた有限責任監査法人が、必要に応じて内閣府や文部科学省等と調整を行いながら、行う。

### 4. 検討スケジュールについて

令和3年3月末までに複数回開催し、調査報告書を取りまとめる。

### 5. 検討会の公開について

検討会は非公開とするが、検討会の資料及び議事要旨については、検討会の終了後、PwC あらた有限責任監査法人のウェブサイトにて公開する。なお、個別の事情に応じて資料の一部を非公開とすることができる。